
「令和6年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等
事業(メタンハイドレートの研究開発)」の内、
「試験設備の保安確認に関する情報整理」
参加意思確認公告
(No. JMH-24-027)

令和6(2024)年8月2日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省より委託された「令和6年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」の一環として実施する「試験設備の保安に関する情報整理」について適切に遂行可能な外注先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

記

1. 業務名称

試験設備の保安確認に関する情報整理(以下、「本業務」という)

2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和6(2024)年9月17日)～令和7(2025)年2月28日

3. 業務内容

本業務は、商業化プロジェクトの開始に向けて、海底設備を用いて複数井からのガス生産を行う試験を通して生産技術の検証を行う必要がある。この試験システムには、鉱山保安法で要求性能や技術指針が明確に規定されていない可能性がある海中及び海底設備の適用が見込まれる。

ここでは、これら設備に対して、鉱山保安法で鉱業権者に求められる保安をどのように担保するかを整理を目指す。

具体的には、下記項目の調査を実施する。

a) 関連する国際ガイドラインの内容整理、b) 新技術適用の手続き整理

a) 鉱山保安法で、要求性能や技術指針が明確に規定されていない設備(対象設備)について、関連する国際ガイドラインの内容を把握し、鉱山保安法で鉱業権者に求められる保安に関する記載事項を整理する。

b) 対象設備を用いた試験システムでガス生産を行う際に必要な手続き、及び必要期間の目安について過去事例をもとに整理する。国際ガイドラインをベースにした保安対応の進め方について関係者の意向確認をサポートする。

尚、上記業務内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

4. 参加資格

(1) 海底石油鉱山における坑井等の海底・海中設備に対する鉱山保安法の適用事例に深い理解度と実績があること。海底・海中設備に対する海外での適応法規や技術基準、海外企業の規定の調査に実績を有すること、さらには鉱山保安法以外の国内法規の適用についての調査実績を有すること。

また、鉱山保安法の基、新技術の導入に関し、JMHをサポートできること。

(2) 債務超過又はそれに類する状態(ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く)にないこと。

(3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。

-
- (4) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。

尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

上記4.の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類(E-mailでの送付も可)

- ① 参加意思確認書(書式は問いません。)
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ④ 『4. 参加資格(1)』に記載した調査実績等の知見を有することを示す資料

(2) 提出書類送付先

〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp

(3) 提出期日

令和6(2024)年8月16日(金)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和6(2024)年8月9日(金)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mail により問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、10,000,000円(税抜)です。

以上